

八街市

地域生活支援事業等支給決定基準

令和6年4月版

八街市 福祉部 障がい福祉課
TEL : 043-443-1649

1. 目的

障害者総合支援法における地域生活支援事業の支給の可否や支給量の決定に関し、支給決定基準を明確化し、公平かつ適正に地域生活支援事業の提供を行うことを目的としている。

2. 支給決定の考え方

公平かつ適正に地域生活支援事業の提供を行うため、以下の項目に留意する。

(1) 障がい者であることの確認

障がい者又は障がい児（以下、障がい者等という。）であることの確認は提供するサービスごとに対象要件を定めることとする。

原則として、対象となる障がい者等は、八街市に住所を有しており、居住していること。ただし、他市が援護の実施機関となっている場合は対象外とする。

(2) 勘案事項

- ①障がい者等の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ②障がい者等に関する障害福祉サービス、地域相談支援等の受給状況
- ③障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況
- ④当該障がい者等の障害福祉サービス、地域相談支援等の利用に関する意向の具体的内容
- ⑤当該障がい者等の置かれている環境
- ⑥当該申請に係る障害福祉サービス、地域相談支援等の提供体制の整備の状況

(3) 支給量の設定

サービスごとに基準となる支給量の目安を設定する。障害福祉サービス等の支給量は、原則として支給量の目安に勘案事項を踏まえた範囲内で決定する。なお、標準的な勘案事項を踏まえた支給量がそのまま支給されることを保証するものではない。

(4) 非定型支給決定の対応

本基準の中で示されている支給量の目安が支給量の上限となるものではない。標準的な勘案事項を踏まえた支給量を超える支給量が必要な場合は、支給決定会議に諮り支給の可否を判断する。

※支給決定会議とは本支給決定基準と乖離する支給決定案について、個別の勘案事項を踏まえ、八街市障害者介護給付費等審査会等に意見を求める等を行い、妥当性の検討、支給決定の判断を行う会議である。

(5) 他の法令による給付との調整

障害者総合支援法における介護給付費や児童福祉法に定める障害児通所支援、又は介護保険法の規定による介護給付、予防給付、市町村特別給付及び日常生活支援総合事業について、地域生活支援事業に相当するサービスを受けられる場合は、その限度において支給決定を行わない。

(6) 基準の変更について

支給決定基準について、障害者総合支援法の改正等により変更の必要性が生じた場合は、適宜変更する。

3. その他

地域生活支援事業において利用者が支払う費用については、同一月の異なる地域生活支援事業に支払う費用や、障害者総合支援法における介護給付費や補装具費等との合算は行わない。

I 日中一時支援事業

1. 事業の目的

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

2. 対象者

以下の障がい者等について、日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする者。

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 3 項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けた者
- オ 精神障害を事由とする年金若しくは給付金を受給している者
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条に規定する特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- キ その他市長が特に認めた者

【児童に関する特記事項】

児童で子育てから生ずるニーズは対象外とするため、原則として、中学生以上を対象とする。また、一時保育や児童クラブ（学童保育）の利用が優先される。

3. 支給量

対象者	支給量
障がい者	原則 5 日／月（※）
障がい児	原則 5 日／月（※） ただし、特別支援学校における実習期間中については、最大 10 日／月の支給を認める。

（※）支給量が不足する場合は個々の事案に応じて勘案する。

なお、移動支援を併給する場合は、移動支援とあわせて原則 5 日／月とする。

4. サービス費用と利用者負担額

(1) サービス費用（丙地の場合）

単位：（円）

利用時間	者(18歳以上)	児(18歳未満)	医療機関	食費軽減措置
4時間未満	2,450	2,030	4,850	利用者負担額が一般1,2以外の場合、420円を上限に軽減あり。
4時間以上	4,900	4,070	9,710	

※原則1時間以上の利用とする。

※医療機関は、重度心身障害児者及び遷延性障害児者が医療機関に併設している事業所を利用した場合。

※甲地・乙地については、別添単価表を参照。

(2) 利用者負担額

原則として1割の定率負担となるが、区分に応じて負担上限月額を設ける。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯（年間収入が80万以下）	0円
低所得2	住民税非課税世帯（年間収入が80万超え）	
一般1	障がい者（18歳以上）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割16万円未満）	9,300円
	障がい児（18歳未満）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおり。

種別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上）	障がい者本人とその配偶者
障がい児（18歳未満）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

5. その他

障害福祉サービス等の日中活動系サービス（就労移行支援・就労継続支援・生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援等）との同日利用はできない。

上記サービス費用表の利用時間に関係なく、1回の利用を1日として算定する。

II 移動支援

1. 事業の目的

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際の、移動の介護等、外出時の付き添いを行う。

なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとする。

2. 対象者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者程度等級表に定める1級から4級に該当する視覚障害者又は1級に該当する両上肢及び両下肢のいずれにも障害が認められる全身性障害者

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けた者

オ 精神障害を事由とする年金若しくは給付金を受給している者

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に規定する特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

キ その他市長が特に認めた者

3. 対象となる外出

項目	内容
社会生活上必要不可欠な外出 (原則として児童は不可)	官公庁や金融機関での諸手続
	公的行事や地域活動の参加
	緊急を要する通院(定期通院は除く)
	冠婚葬祭等
余暇活動等社会参加のための外出	自己啓発や教養を高めるもの
	体力増強や健康増進を図るもの
	生活の内容や質の充実・向上を高めるもの

4. 対象とならない外出

項目	内容
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動など
通年かつ長期にわたる外出	通学、施設通所、定期通院など
その他対象とならない外出	宗教活動、政治活動
	公序良俗に反することを目的とする場所への外出

※介護者の病気等による一時的な通学等は、支給決定会議に諮った上で支給決定をする。

5. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

日常生活において、食事又は排泄等に身体介護が必要かどうかを判断する。

なお、身体介護を伴う・伴わないの判断基準は、国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の判断基準に準ずる。

国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準 ○以下のいずれにも該当する障がい者。 (1) 障害支援区分が区分2以上の者 (2) 障害支援区分の認定区分調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者 ① 1-8「歩行」：「全面的な支援が必要」 ② 1-4「移乗」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要 ③ 1-9「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要 ④ 2-4「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ⑤ 2-5「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」 ※児童の場合は個別サポート加算（I）の調査を行ったうえで、勘案する。
--

6. 移動支援の種類

(1) 個別支援

一名の障がい者（児）に対して、一名の介護人（ヘルパー）により支援されるもの。

(2) グループ支援

複数の障がい者（児）に対して、一名の介護人（ヘルパー）により支援されるもの。

グループ全員が同一行程で移動し、2～4名までの支援を可能とする。

※身体介護を伴う区分の障がい者（児）はグループ支援型を利用できない。

7. 支給量

40時間／月を原則とする。（8時間*5日／月）

ただし、支給量が不足する場合は個々の事案に応じて勘案する。

なお、日中一時支援を併給する場合は、日中一時支援事業とあわせて5日／月とする。

一日に複数回算定する場合には、概ね2時間以上間隔が空いていることとする。

前後の移動支援の提供間隔が2時間未満の場合は、前後の時間を合わせて一連の支援として算定する。

8. サービス費用と利用者負担額

(1) サービス費用

※詳しい単価については、別添単価表2を参照

(2) 利用者負担額

原則として1割の定率負担となるが、区分に応じて負担上限月額を設ける。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯（年間収入が80万以下）	0円
低所得2	住民税非課税世帯（年間収入が80万超え）	
一般1	障がい者（18歳以上）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得割16万円未満）	9,300円
	障がい児（18歳未満）の場合 市町村民税課税世帯（市民税所得28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおり。

種別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上）	障がい者本人とその配偶者
障がい児（18歳未満）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

9. その他

- ・所要時間の算定方法は下記のとおり。

所要時間が20分未満の場合	算定不可
20分以上50分未満	0.5時間で算定
50分以上1時間20分未満	1時間で算定
1時間20分以上1時間50分未満	1.5時間で算定
1時間50分以上2時間20分未満	2時間で算定

Ⅲ 訪問入浴

1. 事業の目的

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難なねたきり身体障がい者等に対して定期的に移動入浴車を派遣することにより、身体障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 65歳未満の入浴が困難なねたきり身体障がい者等
- イ 居宅において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者
- ウ 本人、家族等が入浴サービスの利用を希望する者
- エ 主治医が入浴可能と認めた者
- オ 入浴サービス実施時に介護者の立会いが可能な者
- カ 介護保険法に規定にする訪問入浴介護を利用していない者

3. 支給量

10回／月を上限とする。(2回／週*5週)

4. サービス費用と利用者負担額

(1) サービス費用

入浴：12,500円

清拭：8,750円

(2) 利用者負担額

利用者負担額は、当面の間徴収しない。

※光熱水費については、入浴サービスを受けた身体障がい者等の負担とする。